













# 山東細目協定全文

(下)

## 第七章 公產及鹽業の償價

支那政府は山東懸案解決條約第三條に基く引渡公私財產の買收及び同條約第二十五條に基く膠州灣沿岸に於て鹽業に從事する日本人及び會社の利益買收に對して日本金一千六百萬圓を日本政府に交付すべし。

日本金一千六百萬圓を日本政府に交付すべし。

券の元利に於て尙ほ不足する場合支那政府は他種の財源より之を支付する事を承諾す。又本政府は淄川坊子及び金嶺鎮各礦山依り九百八十二年二月四日以前購入の契約を爲せる者に對しては該期の日より起算し半年毎に一回支拂すものとす。

七、本國庫券の利子は國庫券交付本東京と爲し横濱正金銀行を指定期後現行章程の變更を爲し千九百六十一年十二月一日以後膠州獨逸舊租借地の製造工廠に支那地處商埠の製品は膠州海關に對して必要的證據を提出し得る者に限り該協定を適用す。

八、支那政府は本國庫券及び利札員支付の地點或は經理銀行の變更を行はんとする時は支那政府と協議すべし。但し日本政府の便利に因て金員支付の地點或は經理銀行の變更を行はんとする時は支那政府と協議すべし。

九、本國庫券交付後日本政府の便宜により一部或は全部を他人に譲渡することを得。並本國庫元利の受拂ひに對して一切の課稅を免除す。

十、本國庫券は青島公產及鹽業債價日金國庫券と稱す。

十一、本國庫券は毎半年の利札を附帯し並に記號、電報略号、交付の年月日、支那政府代表の署名、鈐章、數額、利率、償還期限、擔保、支那政府支拂保證、元利支拂權力行使に必要な條項を明記す。

十二、本國庫券の印刷費用は支那政府の負擔に歸す。

十三、本國庫券の正式證券未だ製成せざる以前支那政府より假證券を交付すべし。

## 第二部 協定調印

### 小幡王兩委員長の挨拶

本日(五日)山東細目協定第二部の調印を了し其協定旨支各本文の交換するに當り小幡、王正廷兩委員長は左の挨拶を交換した。

王委員長曰く吾人は六月二十五日以來五箇月餘の久しきに亘り種々の問題を討議し第一部委員會は十二月一日調印第二部委員會は遅れて本日

本日(五日)山東細目協定第二部の調印を了し其協定旨支各本文の交換するに當り小幡、王正廷兩委員長は左の挨拶を交換した。

王委員長曰く吾人は六月二十五日以來五箇月餘の久しきに亘り種々の問題を討議し第一部委員會は十二月一日調印第二部委員會は遅れて本日

本日(五日)山東細目協定第二部の調印を了し其協定旨支各本文の交換するに當り小幡、王正廷兩委員長は左の挨拶を交換した。

王委員長曰く吾人は六月二十五日以來五箇月餘の久しきに亘り種々の問題を討議し第一部委員會は十二月一日調印第二部委員會は遅れて本日

本日(五日)山東細目協定第二部の調印を了し其協定旨支各本文の交換するに當り小幡、王正廷兩委員長は左の挨拶を交換した。

王委員長曰く吾人は六月二十五日以來五箇月餘の久しきに亘り種々の問題を討議し第一部委員會は十二月一日調印第二部委員會は遅れて本日

本日(五日)山東細目協定第二部の調印を了し其協定旨支各本文の交換するに當り小幡、王正廷兩委員長は左の挨拶を交換した。

王委員長曰く吾人は六月二十五日以來五箇月餘の久しきに亘り種々の問題を討議し第一部委員會は十二月一日調印第二部委員會は遅れて本日

本日(五日)山東細目協定第二部の調印を了し其協定旨支各本文の交換するに當り小幡、王正廷兩委員長は左の挨拶を交換した。

王委員長曰く吾人は六月二十五日以來五箇月餘の久しきに亘り種々の問題を討議し第一部委員會は十二月一日調印第二部委員會は遅れて本日

EI-KWA & CO.



瀛華洋行

上海福州路十參號

取扱  
雜穀肥料製油原料  
商品  
其他一般輸出業

TH  
堀井謄寫堂  
上海河南路七七七八  
電話中央參參貳〇

本店 東京  
支店 漢口、天津、京城

日 営業  
堀井謄寫版、文具、印刷機械  
印刷インキ、自轉車、譜表及  
製品、輪車、金庫、紙、藥品  
雜穀、肥料、鑽石

第十二條 支那政府の特許状に五年の膠州海關修正協定第三條の兩項に規定された貨物にして善意に對しては該期の日より起算して四年以内輸入に限り輸入税を免除す。

第十三條 前條記載する所の會社は日支兩國會社とも其半を引き受けべし。兩國人各其半を引き受けべし。會社が日本政府に支拂ふべき買收金額は日本金五百圓で之は同條約の日より起算して半年毎に一回支拂す。

第十四條 支那政府は前項の金額を元利一百圓とし利子は年利六分と定め。但し日本政府の便利に因て金員支付の地點或は經理銀行の變更を行はんとする時は支那政府と協議すべし。

第十五條 支那政府は前條の會社が日本政府に支拂ふべき買收金額は日本金五百圓で之は同條約の日より起算して半年毎に一回支拂す。

第十六條 支那政府は青島現行保稅區域制度を繼續辦理する事を允す。

第十七條 支那政府は青島現行保稅區域制度を繼續辦理する事を允す。

第十八條 支那政府は青島現行保稅區域制度を繼續辦理する事を允す。

第十九條 支那政府は前項の金額を元利一百圓とし利子は年利六分と定め。但し日本政府の便利に因て金員支付の地點或は經理銀行の變更を行はんとする時は支那政府と協議すべし。

第二十条 支那政府は前項國庫券の條件は左の如し。

一、本國庫券額面總額は日本金一千四百萬圓とす。

二、本國庫券の利率は年利六分とす。

三、本國庫券の償還期は十五年とす。

四、本國庫券の償還期は十五年とす。

五、本國庫券の償還期は十五年とす。

六、本國庫券の償還期は十五年とす。

七、本國庫券の償還期は十五年とす。

八、本國庫券の償還期は十五年とす。

九、本國庫券の償還期は十五年とす。

十、本國庫券は青島公產及鹽業債價日金國庫券と稱す。

十一、本國庫券は毎半年の利札を附帯し並に記號、電報略号、交付の年月日、支那政府代表の署名、鈐章、數額、利率、償還期限、擔保、支那政府支拂保證、元利支拂權力行使に必要な條項を明記す。

十二、本國庫券の印刷費用は支那政府の負擔に歸す。

十三、本國庫券の正式證券未だ製成せざる以前支那政府より假證券を交付すべし。









